

# 根羽カントリークラブ友の会 規則

(目的)

## 第1条

本規則は、ゴルフ場利用の促進と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称および事務局)

## 第2条

友の会の名称は ねば友の会と定め、事務局を会社内に置く。

(入会)

## 第3条

友の会への入会は、申込用紙に必要事項を記入しクラブに提出した後、その都度事務局が審査し決定する。

(資格)

## 第4条

友の会会員としての資格は、別途定める入会金および年会費を納入することにより、別途定める料金値引等を受けることができるものとする。

ただし、納入された入会金および年会費については、如何を問わず返還しないものとする。

2 クラブは天災地変または気象状況等により、利用を制限することがある。

3 クラブは友の会会員へのサービスの内容の一部または全部について、特段の通知なしに変更することができる。

(運営年度)

## 第5条

運営年度は、原則として毎年3月の営業開始から11月末日までとする。

2 凍結・降雪等により、営業終了時期は何らの予告なく変更することがある。

(予約方法)

## 第6条

予約の申し込みは、電話および公式ホームページからとし、他社の予約サイトなどから予約したときは値引等の対象とならない。

(禁止事項)

## 第7条

友の会会員は、その資格を他に使用させ、または譲渡することができない。

(資格喪失)

## 第8条

友の会会員は、次の場合その資格を喪失する。

1. 退会
2. 除名
3. 死亡（除名等）

#### 第9条

友の会会員が次の各号に該当するとき、その資格を停止または除名することがある。

1. 本規則に違背したとき。
2. 入会后、暴力団等の反社会的勢力またはその関係者であることが判明したとき。
3. クラブの風紀・秩序を乱し、または社会通念に反する行為があったとき。
4. 年会費および利用料金の支払遅延があったとき。
5. その他、当クラブを利用することが好ましくないと認めたとき。

（その他）

#### 第10条

本規則に定めない事項については、その一切を事務局において審議し決定する。

（附則）

#### 第11条

1. 本規則は平成26年5月1日制定実施する
2. 本規則は平成28年4月1日改定実施する
3. 本規則は平成30年7月1日改定実施する